

令和 7 年度

練馬区地域包括支援センター運営方針

令和 7 年 4 月 1 日

高齢施策担当部高齢者支援課

練馬区地域包括支援センター運営方針（以下「運営方針」という。）は、介護保険法に基づき、練馬区地域包括支援センター（以下「センター」という。）業務の円滑かつ効率的な実施、および適切、公正かつ中立な運営に資することを目的として作成するものである。

令和 7 年において、団塊の世代が全て後期高齢者となり、区の高齢者人口は増加が続く状況である。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には約20万人、高齢化率は25.6%に達し、区民の4人に1人が高齢者になると見込まれている。

今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援が必要な高齢者の増加が見込まれる中、医療や介護等の相談、権利擁護や地域の支援体制づくりなど、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的な機関として役割を果たせるよう、運営方針を明示する。

1 練馬区の地域包括ケアシステムの推進の方針

- ・ センターは、27地区の日常生活圏域においてきめ細やかに地域で活動し、総合相談支援、権利擁護等の包括的支援事業や、介護予防ケアマネジメント、生活支援体制整備事業等を一体的に実施することにより、身近な地域における高齢者や家族への支援を充実し、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関としての役割を果たしていく。
- ・ 各センターに配置した生活支援コーディネーターによる相談支援体制を継続し、区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との連携・協力を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制を構築していく。
- ・ 長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響により、外出頻度が減少し、閉じこもりがちとなっていた、ひとり暮らし高齢者に対し、訪問支援事業等を通じて、地域団体によるサロン活動への参加を促していく。

2 地域包括支援センター担当地区のニーズに応じた事業の実施

- ・ 令和 6 年度からセンターに 1 名ずつ配置された生活支援コーディネーターが中

心となり、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ、また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぐなど、高齢者を地域でつなげる取組を継続する。

- ・ センターは、地域包括支援センター担当区域における高齢者人口や医療・介護資源等の状況を把握し、重点的に行うべき業務を定めて、効率的かつ効果的に業務を実施する。

3 地域包括支援センターの増設・移転・担当区域の見直し

- ・ 令和6年度は9月に1か所、令和7年度は4月に3か所を移転した。令和8年度に予定している1か所について準備を進める。
- ・ 今後もより身近で利用しやすい窓口で支援できるよう区立施設等への移転を進めるとともに、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮して増設を検討する。

4 介護事業者、医療機関、民生・児童委員等とのネットワーク構築の方針

- ・ 相談支援の実施、生活支援コーディネーターの活動等を通じ、町会・自治会、民生・児童委員、医療機関、介護事業者、介護家族の会、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図る。
- ・ 民生・児童委員協議会、地域密着型サービス事業者が実施する運営推進会議等、地域における様々な関係者の開催する会議に参加する。
- ・ 医療機関、介護事業者等を対象に、多職種による在宅医療・介護連携に関する事例検討会や研修等を計画的に開催する。
- ・ 個別ケース検討を行う「地域ケア個別会議」、自立支援の検討を行う「地域ケア予防会議」、地域の関係者で課題を共有する「地域ケアセンター会議」を開催し、地域課題の把握・解決やネットワークの構築を図る。

5 介護予防ケアマネジメントの実施方針

- ・ 介護予防サービスの利用相談を受けた際には、希望するサービスの内容や心身の状況等に合わせ、適切な方法で介護予防サービスが利用できるよう、健康長寿チェックシートまたは要介護認定の実施を支援する。
- ・ 介護保険制度の趣旨や自立支援・重度化防止（介護予防）の考え方、サービスの適正利用について、介護サービス利用者やそのご家族の理解を促すための啓発を行う。
- ・ 適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者自身が主体的に目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防サービス計画を

作成する。

- ・ 介護予防・生活支援サービス、予防給付サービスの他、一般介護予防事業や区の高齢者福祉サービス、民間団体により提供される生活支援サービス、地域住民による自発的な活動も含め、その人に合った適切なサービスが包括的に提供されるよう支援する。
- ・ 介護保険法の改正等により、居宅介護支援事業者が区からの指定を受けて介護予防支援の実施が可能となった。介護予防支援サービスの利用者の増加に対応できるよう、センターと連携し事業者へ制度等の理解および支援に努める。

6 ケアマネジメント支援の実施方針

- ・ 地域のケアマネジャーへの相談内容を整理・分類し、経年的に把握することにより、区、センター等が実施するケアマネジャーの資質向上を目的とした取組に活用する。
- ・ 地域の主任ケアマネジャーおよびケアマネジャーのネットワーク構築および資質向上のための連絡会、事例検討会等を開催する。
- ・ 地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャーに対して地域密着型サービスの利用内容の周知・理解を促進する。
- ・ 地域ケア予防会議では、リハビリ専門職や保健師など多職種の専門家により、個別のケアプランを具体的に検証して、自立支援・重度化防止（介護予防）に資するケアマネジメントを実施する。合わせて、個々の高齢者の状況を踏まえて、より適した介護サービスの提供につなげる。

7 地域ケア会議、協議体の運営方針

- ・ 区は、地域の関係者との話し合いの場である地域ケア会議を、27か所のセンター単位で行う「地域ケア個別会議」「地域ケア予防会議」「地域ケアセンター会議」、4つの基本地区単位で行う「地域ケア基本地区会議」、区全体で行う「地域ケア推進会議」により開催する。
- ・ 地域ケアセンター会議と生活支援の協議体を一体的に開催し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握するとともに、協議体で検討された意見や取組方法などを、各生活支援コーディネーターが担当地区の課題解決に向けて有効的に生かし、通いの場の発足や、多世代交流、地域情報の発信などの取組などにつなげていく。
- ・ 地域ケア個別会議では、個別ケースの検討を通じ、高齢者の課題解決を支援するとともに、課題解決に向けた社会資源の把握やネットワークの構築を図る。

- ・ 地域ケア予防会議では、多職種協働により個別ケースを検討し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実施を支援する。また、会議に参加したセンター職員や専門職の資質の向上を図る。
- ・ 地域ケアセンター会議では、地域ケア個別会議と地域ケア予防会議を通じて抽出された地域課題について、地域の関係者で話し合う。
- ・ 地域ケアセンター会議で把握された地域課題は、総合福祉事務所が開催する地域ケア基本地区会議に報告し、地域の関係機関と課題解決に向けた検討を行う。

8 庁内関係機関との連携方針

- ・ 高齢者虐待対応や成年後見の区長申立て等について、総合福祉事務所と緊密に連携し、迅速かつ適切な支援を行う。
- ・ 総合福祉事務所が開催する基本地区連絡会や高齢者支援課が開催する地域包括支援センター長会に参加し、センターの設置目的の達成に向けた課題解決を行うとともに、練馬区とセンターの相互連携を推進する。
- ・ 地域ケアセンター会議で検討した地域課題について、その解決に向け、地域の関係者で協議する地域ケア基本地区会議を、総合福祉事務所と連携して開催する。
- ・ センターが受けた介護サービスに関する相談について、必要に応じて、総合福祉事務所、高齢者支援課等に報告・協議を行う。
- ・ 生活困窮、障害や育児など、複合的な課題を抱える方への支援を充実するため、総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター、子ども家庭支援センター、練馬区社会福祉協議会等との連携を強化する。
- ・ 多様な健康問題を抱えている後期高齢者一人ひとりに対して、必要な支援を行うため高齢者支援課等と連携して、高齢者みんな健康プロジェクトを推進する。

9 公正性および中立性確保のための方針

- ・ 練馬区の高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正・中立な運営の確保に努めるとともに、運営費用が区民の介護保険料や地方公共団体の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。
- ・ センターは、自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向上に努める。
- ・ 区およびセンターは、地域包括ケア推進協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、センターの運営に対して適切に評価を行う。

10 感染症や災害への対応力強化に向けた方針

- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築することが求められる。

- ・ 業務継続に向けた取組の強化のため、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた災害、感染症それぞれの計画の策定、研修および訓練の実施等を行う。
- ・ 感染症対策の強化を図るため、感染症の発生およびまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から、感染症防止に係る委員会の開催、指針の整備、研修および訓練の実施等を行う。

11 高齢者虐待防止の推進のための方針

- ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定める。